

○事故が発生した場合

2ページ目以降にある、事故の流れを参考に各都道府県の保険金請求先一覧へまずはご報告願います。

保険金請求先(損害サービス担当拠点)一覧表

2024年12月現在

保険会社窓口にご連絡いただく際は、「一般財団法人職業教育・キャリア教育財団の専修学校・各種学校の傷害保険／賠償保険の件」とお伝えいただくと、よりスムーズに対応させていただけます。

1. 以下2以外

担当	担当拠点	所在地	フリーダイヤル	電話番号	FAX
東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬、新潟、長野、山梨	傷害 ウェルネス保険金サポート部・ 傷害保険サポート室 (東京傷害サポート第1コナー)	〒105 港区西新橋3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビル6F -8551		03-6632-0482	050-3730-6912
	賠責 本店損害サービス部・ 火災新種損害サービス室	〒102 千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町5F -8014		03-3515-7503	050-3385-7613
北海道	傷害、賠償 北海道損害部・火新課 (札幌火新コナー)	〒060 札幌市中央区大通西3-7 北洋大通センター15F -8531		011-271-7346	050-3730-6792
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	傷害、賠償 東北損害部・火新課 (東北火新コナー)	〒980 仙台市青葉区中央2丁目8-16 仙台東京海上日動ビルディング6F -8460		022-225-5012	050-3730-6977
静岡、富山、石川、福井	傷害、賠償 静岡損害部・火災新種損害 サービスチーム (静岡火新コナー)	〒420 静岡市葵区紺屋町17-1 葵タワー10F -8585		054-254-4370	050-3730-7015
愛知	傷害 名古屋損害第一部・火新二課 (名古屋火新コナー)	〒460 名古屋市中区丸の内2-20-19 -8541		052-201-9651	050-3730-7036
	賠責 名古屋損害第一部・火新一課	〒460 名古屋市中区丸の内2-20-19 -8541		052-201-9641	050-3730-7174
岐阜、三重	傷害 名古屋損害第一部・火新二課 (名古屋火新コナー)	〒460 名古屋市中区丸の内2-20-19 -8541		052-201-9651	050-3730-7036
	賠責 名古屋損害第一部・火新三課	〒460 名古屋市中区丸の内2-20-19 -8541		052-201-1357	050-3730-7056
大阪	傷害 関西火災新種損害サービス部・ 傷害・海旅損害サービスチーム	〒541 大阪市中央区高麗橋3-5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング9F -0043		06-6203-0992	050-3385-7590
	賠償 関西火災新種損害サービス部・ 火災新種損害サービス1チーム	〒541 大阪市中央区高麗橋3-5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング6F -0043		06-6203-0685	050-3385-7592
京都、滋賀	傷害 関西火災新種損害サービス部・ 傷害・海旅損害サービスチーム	〒541 大阪市中央区高麗橋3-5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング9F -0043		06-6203-0992	050-3385-7590
	賠償 京滋損害部・火新課	〒600 京都府京都市下京区四条通駄屋町西 入立売東町22 -8570		075-241-1169	050-3385-7524
兵庫	傷害 関西火災新種損害サービス部・ 傷害・海旅損害サービスチーム	〒541 大阪市中央区高麗橋3-5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング9F -0043		06-6203-0992	050-3385-7590
	賠償 神戸損害部・火新課	〒650 兵庫県神戸市中央区海岸通8 -0024		078-333-7166	050-3385-7547
奈良、和歌山	傷害 関西損害1部・火新2課 (大阪火新コナー)	〒541 大阪市中央区高麗橋3-5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング9F -0043		06-6203-0992	050-3385-7590
	賠償 関西火災新種損害サービス部・ 火災新種損害サービス2チーム	〒541 大阪市中央区高麗橋3-5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング8F -0043		06-6910-6120	050-3385-7589
広島、鳥取、島根、岡山、山口、香川、徳島、愛媛、高知	傷害、賠償 中国損害部・火新室 (広島火新コナー)	〒730 広島市中区八丁堀3-33 広島ビジネスタワー8F -8730		082-511-9392	050-3730-7194
福岡、佐賀、長崎、沖縄	傷害、賠償 九州損害第一部・火新課 (福岡火新コナー)	〒812 福岡市博多区綱場町3-3 -8705		092-281-8270	050-3730-7105
熊本、大分、宮崎、鹿児島	傷害、賠償 九州損害サービス第二部・ 火新チーム	〒860 熊本市中央区水道町5-15 -0844		096-300-8628	050-3730-7148

0120
-789
-101

2. II 留学生補償保険 拡充タイプ (医療費用特約部分)

担当	担当拠点	所在地	フリーダイヤル	電話番号	FAX
病気でのご請求 (全国)	ウェルネス保険金サポート部 医療保険サポート第2課	〒105 港区西新橋3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビル8F -8551		03-6632-0826	050-3730-6910
	ウェルネス保険金サポート部 医療保険サポート第2課	〒105 港区西新橋3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビル8F -8551		03-6632-0826	050-3730-6910
	名古屋損害第一部・火新一課	〒460 名古屋市中区丸の内2-20-19 -8541		052-201-9641	050-3730-7174
	名古屋損害第一部・火新三課	〒460 名古屋市中区丸の内2-20-19 -8541		052-201-1357	050-3730-7056
	関西火災新種損害サービス部・ 火災新種損害サービス1チーム	〒541 大阪市中央区高麗橋3-5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング6F -0043		06-6203-0685	050-3385-7592
	京滋損害部・火新課	〒600 京都府京都市下京区四条通駄屋町西 入立売東町22 -8570		075-241-1169	050-3385-7524
	神戸損害部・火新課	〒650 兵庫県神戸市中央区海岸通8 -0024		078-333-7166	050-3385-7547
	関西火災新種損害サービス部・ 火災新種損害サービス2チーム	〒541 大阪市中央区高麗橋3-5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング8F -0043		06-6910-6120	050-3385-7589
	上記以外の 都道府県	上記1と同じ			上記1と同じ

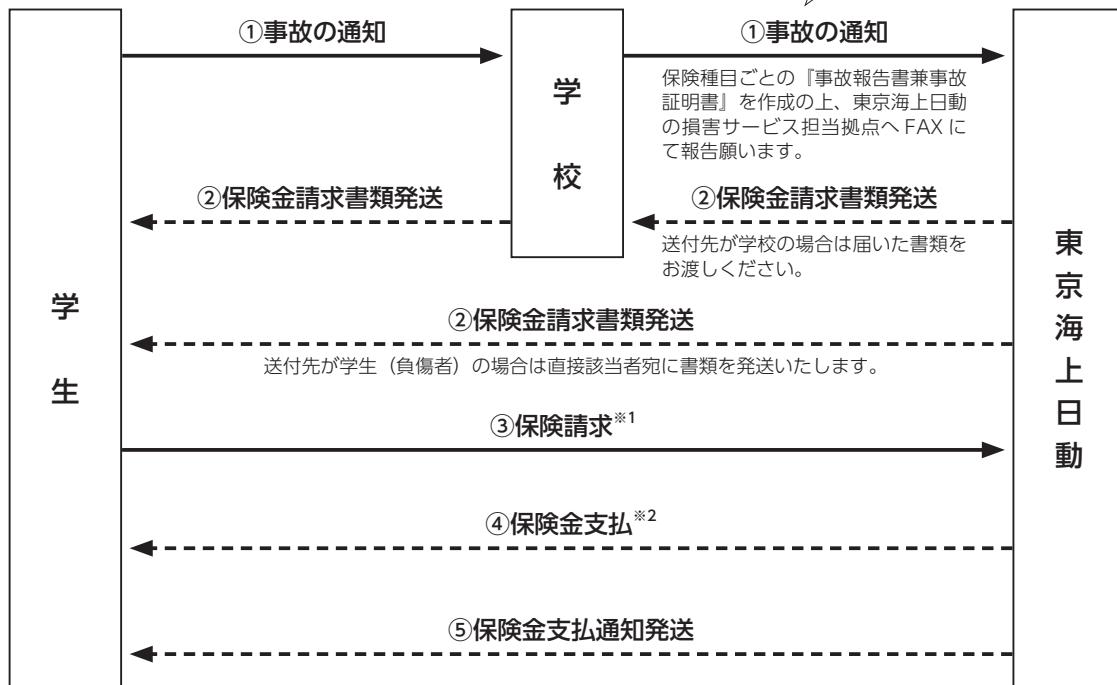
0120
-789
-101

*期中に変更となる可能性があります。

現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いします。ご請求忘れや、ご不明点がございましたら、すぐにご連絡ください。なお、ガイドブックの内容は2025年4月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なりますので、ご注意願います。

I 学生生徒災害傷害保険（通学中、施設間移動中、感染予防費用を含む）
III インターンシップ活動賠償責任保険
IV 医療分野学生生徒賠償責任保険

事故処理の流れ

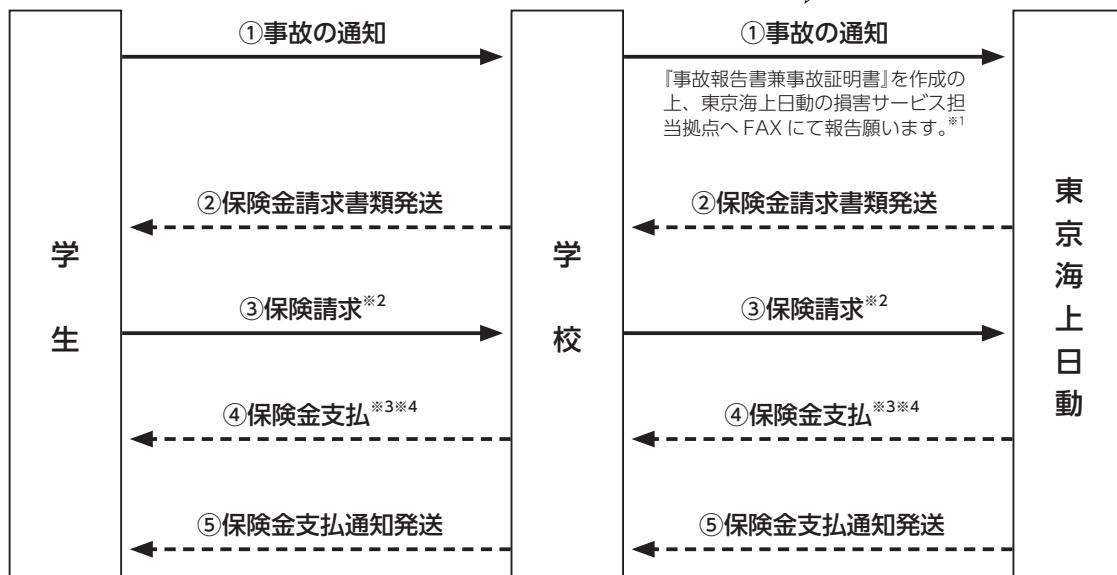


*1 被保険者が未成年の場合は、保険金のご請求は親権者が行うものです。

*2 死亡保険金受け取りにかかる各種税金に関しては、税務署や税理士等の専門家にご確認ください。

II 留学生補償保険

事故処理の流れ



*1 FAXの受領連絡は行っておりません。

*2 学生が未成年の場合、親権者が保険金請求者となります。学生自身が親権者から保険金請求書をお取付くださいますようお願いいたします。

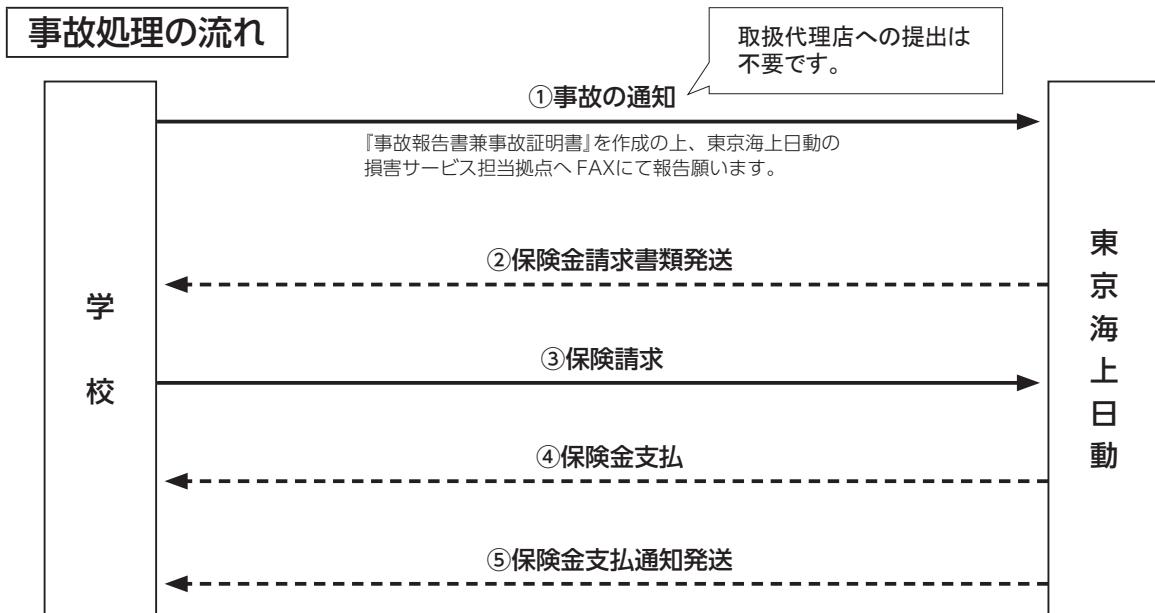
*3 賠償事案を除き、東京海上日動社から学校に保険金をお支払いします。学校から留学生に保険金をお支払いいただきますようお願いいたします。

*4 死亡保険金受け取りにかかる各種税金に関しては、税務署や税理士等の専門家にご確認ください。

V 学校賠償責任保険

VI 学校賠償責任保険フルカバー

VII 情報漏えい保険／サイバーリスク保険



・賠償責任部分

第三者より情報の漏えいによる損害賠償請求を受けた場合

- ① 事故発生の日時・場所
- ② 事故の原因・状況
- ③ 事故を起こした方の氏名・年齢
- ④ 相手方（被害者）の住所・氏名・連絡先
- ⑤ 被害の内容・程度

・費用特約部分

情報の漏えいが発生し、被害者への謝罪を行う場合

- ① 漏えいした情報の内容
- ② 漏えいしたと考えられる根拠（盗難の場合は警察への届出など事実を確認できる資料など）
- ③ 被害者への謝罪方法と対策費用の概算

※サイバーリスク保険につきましては、上記情報漏えい保険の項目を参考にしながら、事故の経緯についてわかる範囲でご記載ください。

◎注意事項

- ・事故の日より30日以内に通知がない場合は、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。なお、賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の承認が必要となります。

※この保険には保険会社が被害者の方と示談代行を行う「示談交渉サービス」はありません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者（保険の補償を受けることができる方）ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご了承ください。また、引受保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

※保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

・保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。

このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

- ・死亡保険金受け取りにかかる各種税金に関しましては、税務署や税理士等の専門家にご確認ください。